令和８年度職員の給与の男女の差異の情報公表（令和７年度実績）

特定事業主名：　むつ市（市長部局等）　　令和８年１０月１４日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	９２．１　％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	７６．９　％
全職員	７３．６　％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	９８．５　％
本庁課長相当職	１００．１　％
本庁課長補佐相当職	１００．０　％
本庁係長相当職	９９．６　％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	１０８．４　％
３１～３５年	９５．１　％
２６～３０年	９６．１　％
２１～２５年	９４．９　％
１６～２０年	９１．３　％
１１～１５年	９２．６　％
６～１０年	９１．８　％
１～５年	８７．８　％

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

・特定事業主名の市長部局等の「等」には、出納室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局を含む。

・給与とは、所得税法第２８条における給与所得をいい、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が含まれている。

【任期の定めのない常勤職員】

・男女の給与に差異が生じている主な要因として、世帯主や住居の契約者となっている男性に扶養手当や住居手当を支給している場合が多いことが考えられる（扶養手当の受給者に占める男性の割合７６．０%、住居手当の受給者に占める男性の割合７１．０%）

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・男女の給与に差異が生じている主な要因として、これらの職員の中でも時間外勤務時間数が多い再任用職員における男性職員の割合が多いことなどが考えられる（再任用職員のうち男性の割合８０．０%）。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
管理的地位にある職員	２２．４　　%

【説明欄】

・令和８年３月３１日現在の割合である。

Ⅲ　各役職段階における職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
本庁部局長・次長相当職	１７．５　　%
本庁課長相当職	２５．９　　%
本庁課長補佐相当職	４３．４　　%
本庁係長相当職	３２．８　　%

【説明欄】

・令和８年３月３１日現在の割合である。

・本庁部局長・次長相当職に占める女性職員の割合を、部局長相当職と次長相当職それぞれで細分化すると次のとおりである。

　部局長相当職１５．８%、次長相当職１９．０%

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	２０．０　　％
女性	１００．０　　％

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	―
女性	１００．０　　％

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	％	％	％	％
１週間以上２週間未満	％	％	％	％
２週間以上１月以下	１００．０％	％	％	％
１月超３月以下	％	％	％	％
３月超６月以下	％	％	％	％
６月超９月以下	％	％	％	１００．０％
９月超 12 月以下	％	１００．０％	％	％
12 月超 24 月以下	％	％	％	％
24 月超	％	％	％	％

【説明欄】

・会計年度任用職員のうち育児休業を取得可能な男性職員はいなかった。

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	１８．３時間／月
内部部局等以外	６．０時間／月

【説明欄】

・内部部局等とは、本庁舎にある総務部、政策推進部、財務部、市民生活部、健康福祉部、こどもみらい部、農林水産部、商工観光部、まちづくり推進部の９部である。

・内部部局等以外とは、川内庁舎、大畑庁舎及び脇野沢庁舎の３分庁舎のほか、出納室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局である。